

金融外国人材等の受入れ促進のための 高度人材ポイント制の特別加算措置について

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

国家戦略特別区域

➤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進

金融外国人材の受入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずる

東京都からの要望（平成29年4月20日区域会議）

外国企業誘致促進のため、東京都が認定する都内経済の活性化に貢献する事業者（外資系フィンテック企業等）に雇用される高度金融人材を対象とする高度人材ポイント制の特別加算措置を創設すること

【東京都が認定する事業者の例】

- 金融系外国企業発掘・誘致事業により誘致された企業
- 東京都のアクセラレータプログラムを修了した企業
- 金融系外国企業拠点設立補助金が交付された企業



高度人材ポイント制における特別加算措置の追加

「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を新設し、当該事業の対象となる企業等で就労する外国人について、高度人材ポイント制の特別加算（ボーナスポイント）として10点を加算する

特別加算の対象となる事業

国家戦略特別区域内において、関係地方公共団体が特定事業を実施するために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法により支援する本邦の公私の機関において高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る事業

改正する省令，施行時期

- 法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年11月20日内閣府・法務省令第4号）の一部を改正（新たに高度人材ポイント制の特例を規定）
- 年度内にパブリックコメント（30日間）を開始し、その後公布・施行予定